

国保年金課長の仕事宣言！

国保年金課長 古賀友子

①重点施策項目名	都道府県化された国保財政運営の安定化に向け適切な対応を図ります
②目標値	—
③今年度の取組方針	<p>県及び県内市町の担当課長で構成する実務者会議が、平成 30 年度以降も、県及び市町の議会開催月を除いてほぼ毎月開催される予定であり、国保財政運営の安定化に向けての協議を続けていきます。</p> <p>平成 30 年度については、主に下記議題について協議します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国民健康保険税率の一本化について ②医療費適正化に関する指標の目標設定について ③県 2 号繰入金対象期間の見直しについて ④平成 31 年度以降の医療費水準を表す係数「α」の設定について <p>また、国保財政運営の都道府県化に伴い創設（一部平成 28 年度から前倒し実施）された保険者努力支援制度の評価点数獲得のため、平成 30 年度は、下記について重点的に対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①商工部局との連携、地域の商店街との連携等の「健康なまちづくり」の視点を含めた事業を実施するための商工振興課との協議 ②国保税の口座振替世帯数割合向上
④今年度の取組結果	<p>県と県内市町との協議の結果、平成 39 年度を仮目標とし、県内国民健康保険税率の一本化を目指していくこととなりました。</p> <p>また、被保険者証の一斉更新の際に、口座振替依頼書を同封し、国保税の口座振替世帯数割合向上を図りました。</p>
⑤数値目標の結果	—
⑥成果と課題（次年度に向けて）	<p>今後も、県及び県内市町はもとより、庁内他部署との連携を深めながら、国保財政運営の安定化に向けて努めていきます。</p>

◇所管部長の指示

新制度に移行し、県との協議が進められる中、市の役割を踏まえ、国保の財政運営の安定化、医療費適正化、収納率の向上に努めている。

今後も、県協議により、国保運営の様々な見直し、改善等が行われることが見込まれることから、国の動向を注視しながら、県と連携し、国保財政運営等の適切な対応が図られるよう、着実に各業務を推進すること。

国保年金課長の仕事宣言！

国保年金課長 古賀友子

①重点施策項目名	医療費の適正化を図ります
②目標値	特定健康診査受診率 平成28年度 現状値39.2% ⇒ 平成30年度 43.0% 特定保健指導実施率 平成28年度 現状値58.4% ⇒ 平成30年度 60.0%
③今年度の取組方針	引き続き、生活習慣病の予防に向けた特定健康診査を実施します。 この特定健診の結果をもとに、生活習慣病の発症や重症化の可能性のある人に対し、食生活や運動などの生活習慣改善及び医療機関への受診勧奨などの保健指導を実施します。 平成30年度は、集団健診を下記のとおり実施し、特定健診受診率の向上を図ります。 ①1月を除く毎月、保健センターで実施します。 ②がん検診と同時に受けられる日を設定します（年間4回）。 ③待ち時間短縮のため、すべて予約制で実施します。
④今年度の取組結果	上記「今年度取組方針」のうち集団健診については、①から③をすべて実施し、実施回数が増えたこともあり、受診者は増加しています。 1月末現在の集団健診実施及び受診状況 平成29年度 14回実施 800人受診 ⇒平成30年度 15回実施 1,024人受診
⑤数値目標の結果	平成29年度の特定健康診査受診率は、40.1%、特定保健指導実施率は、55.8%となりました。 平成30年度の1月末現在の特定健康診査受診率は、34.2%（前年同時期30.9%）、特定保健指導実施率は、24.0%（前年同時期10.0%）となっています。
⑥成果と課題（次年度に向けて）	集団健診において、がん検診との同日開催日の受診者が多かったため、来年度は、同日開催日の設定日を増やしたいと考えています。 また、国のヘルスアップ事業を活用し、特定健診未受診者対策を強化していきたいと考えています。

◇所管部長の指示

特定健診等受診率の向上のため、具体的な取組を実践し、成果をあげている。今後も、一層の向上を目指し、不断の改善検討を行い、市民の健康増進に取り組むこと。

国保年金課長の仕事宣言！

国保年金課長 古賀友子

①重点施策項目名	国民年金への対応を図ります
②目標値	国民年金相談件数 平成29年度 現状値 8,882件 ⇒ 平成30年度末 9,000件
③今年度の取組方針	<p>市民の年金受給権を確保するため、国民年金の適用促進を図るとともに、保険料の納付勧奨、口座振替促進や免除制度等の活用指導等に対する相談業務に取り組みます。</p> <p>また、今後予定されている免除制度の一部改正等に対応するため、職員個々のスキルアップを図るとともに、佐賀年金事務所や年金相談センターとの連携を行い、市民からの相談に柔軟に対応出来るよう取り組んでいきます。</p>
④今年度の取組結果	<p>免除制度の一部改正により、平成31年4月から施行される産前産後期間の保険料免除の事務取扱などの研修会に参加し、職員のスキルアップに努めました。</p> <p>また、日々の相談についても、佐賀年金事務所や年金相談センターとの連携を行いながら、適切に取り組みました。</p>
⑤数値目標の結果	国民年金相談件数 平成31年1月末現在 7,795件 ⇒ 平成30年度末見込 9,120件
⑥成果と課題 (次年度に向けて)	<p>平成31年10月の消費税引き上げに伴い、年金生活者支援給付金が支給される予定であり、日本年金機構への、支給対象者の所得情報提供など事務処理が増加する見込みです。</p> <p>佐賀年金事務所などと連携し、免除制度の一部改正等に対応する事務処理も含め、適切な事務処理ができるよう努めます。</p>

◇所管部長の指示

市民からの年金相談に適切に対応するための取組を実施している。
来年度の年金生活者支援給付金支給への対応のため、適切な事務処理と情報の確実な取得と市民への周知等を行うこと。